



平成 21 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 バンクテック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 三井所 清宏
(J A S D A Q ・ コード 3818)
問合せ先
役職・氏名 執行役員管理本部長 三浦 裕政
電話 044-578-5112

当社株式等に対するマネジメント・バイアウト (MBO) の手法による公開買付けの実施

及び公開買付けへの応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、当社株式及び新株予約権に対するマネジメント・バイアウト (MBO) の手法による公開買付けに関し、①公開買付者による公開買付けに賛同すること、②当社の株主の皆様に対し、公開買付けへの応募を勧めること、及び、③当社の新株予約権に関して公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

(※) 本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) であり、マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象企業の経営陣が、金融投資家と共同して、事業の継続を前提として買収対象企業の株式等を取得する取引をいいます。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	BT ホールディングス株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所内	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 三井所 清宏	
(4) 事 業 内 容	投資事業	
(5) 資 本 金 の 額	100,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 21 年 8 月 24 日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社 BT インベストメンツ 100%	
(8) 上場会社と公開買付者の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である三井所清宏氏は、当社の代表取締役社長を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 21 年 10 月 30 日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式及び本新株予約権(注)の取得を目的とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の実施について、下記(2)に記載の根拠及び理由に基づき、後記のとおり出席取締役の全員一致により、①公開買付者による本公開買付けに賛同すること、②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めること、及び、③当社の本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の代表取締役社長である三井所清宏氏(以下「三井所氏」といいます。)は、公開買付者の代表取締役を兼務しているため、当社との構造的な利益相反状態になることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議にも参加しておりません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する三井所氏を除き、当社取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

さらに、上記取締役会には当社監査役の全員が出席し、出席した監査役は当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(注)「本新株予約権」とは、平成 17 年 4 月 20 日開催の当社臨時株主総会及び平成 17 年 4 月 21 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権、平成 18 年 3 月 28 日開催の当社定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権を総称するものです。

(2) 本公開買付けに対する意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

公開買付者は、三井所氏が発行済株式の全てを保有する株式会社BTインベストメンツ(以下「BTインベストメンツ」といいます。)を通じ、間接的に議決権の100%を保有する株式会社であり、当社の株券等を取得及び保有すること等を目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、当社の発行済株式の全て(公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される当社株式も本公開買付けの対象としております。)及び当社が発行した新株予約権の全てを取得して、当社普通株式を非公開化させることを目的として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格は84,500円、本新株予約権の買付価格は1円です。また、本公開買付けにおいては、当社普通株式の非公開化を目的としているため、当社が平成21年8月14日に提出した第7期第2四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数(109,735株)に、公開買付期間の末日までに行使可能な本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社株式数(10,020株)を加えた数(119,755株)に10分の7を乗じた数を、買付予定数の下限(83,829株)として設定しております

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト(MBO)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行うことを企図しております。公開買付者は、当社における資本構成を再構築し、当社の中長期的な企業価値の更なる向上を速やかに実現するためには、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により、柔軟かつ迅速な経営判断及び経営改革を行うことが必要であると考え、今般、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法を用いて、当社普通株式を非公開化することが最善であると判断し、当社取締役会の賛同のもと、友好的に当社株式を取得するために、金融商品取引法に基づき、本公開買付けを実施するものです。

当社は、公開買付者からの提案を受けて、本取引につき慎重に検討及び協議を重ねた結果、短期的な業績の推移にとらわれず、当社の構造改革を実行したうえで企業価値の更なる向上を実現し、かつ企業価値の向上につながる資本政策及び株主構成の再構築を実現するため、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、当社株式の非公開化を行うことが最適であると判断し、平成 21 年 10 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。

公開買付者は、当社の大株主であるジャフコ・バイアウト 1 号投資事業有限責任組合（以下「ジャフコ」といいます。）から、その保有する当社普通株式の全て（本日現在 46,970 株（当社の発行済株式総数の約 42.80%））を本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

三井所氏は、その保有する当社普通株式の全て（本日現在 1,658 株（当社の発行済株式総数の約 1.51%）（注 1））を本公開買付けに応募いたしますが、三井所氏を含む当社経営陣は、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることが予定されております。

また、本公開買付け終了後、本取引の趣旨に賛同する三井所氏以外の当社経営陣が、公開買付者の完全親会社である BT インベストメンツへの出資を行う可能性があります。本日現在、具体的な出資者名及び出資比率等は確定しておりません。

さらに、公開買付者は、本公開買付けによって企図される当社の経営改革において従業員の主体的な経営参画が重要な要素と考えていることから、本公開買付け終了後、当社の従業員に対して、公開買付者への新たな出資を働きかける予定です。これが実現すれば、本公開買付けは、マネジメント・エンployee・バイアウト（MEBO）（注 2）としての性質を有することとなります。

なお、本取引は、中央三井キャピタル株式会社（以下「CMC」といいます。）の協力を得て実施されるものです。

CMC は、平成 12 年に設立された中央三井トラスト・ホールディングス株式会社 100% 出資子会社であり、自らが運営する投資事業有限責任組合等を通じて、MBO 等で必要とされる資金調達におけるメザンファイナンスの提供等を行うプライベートエクイティファンド運営会社です。

CMC は、公開買付者との協議及び交渉等を経て本取引の趣旨に賛同し、CMC が業務執行組合員である民法に基づく任意組合である中央三井プライベートエクイティパートナーズ第七号投資事業組合及び CMC が無限責任組合員である投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく中央三井プライベートエクイティパートナーズ第七号アルファ投資事業有限責任組合（上記組合及び投資事業有限責任組合を総称して「CMC ファンド」といいます。）を通じ、本取引に対しメザンファイナンスとしての協力をを行います。

当該協力に関連し、公開買付者は、CMC ファンドから、本取引に関し出資及び融資を受ける予定です。

なお、本公開買付けの内容の詳細につきましては、本公開買付けの開始日に公開買付者から提出される公開買付け届出書をご参照下さい。

（注 1）三井所氏は、バンクテック・ジャパン役員持株会に対する持分を有しており、同持株会を通じ、当社普通株式を保有しておりますが（本日現在の持分で換算した場合 115 株）、当該当社普通株式についても、本公開買付けに応募する予定です。

（注 2）マネジメント・エンployee・バイアウト（MEBO）とは、一般に、買収対象企業の経営陣と従業員が一体となって、金融投資家と共同して買収対象企業の株式等を取得する取引をいいます。

②本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、昭和43年7月1日、米国レコグニション・エクイプメント社（以下「レコグニション社」といいます。）が、日本での事業活動を目的とする子会社により設立した営業所を前身として事業活動を開始し、現在、デジタル画像等のイメージ情報を活用したソリューションを提供する事業活動を行っております。当社は、平成7年に実施した、レコグニション社と米国バンクテック・インク社との合併（合併後の名称はバンクテック・インク社）等を経て、平成14年11月、当時の親会社であるバンクテック・インク社から同社株式を買い取ることで、親会社から独立いたしました。その後平成18年10月にイメージ情報の電子化という社会的なニーズに的確に対応できるよう、研究開発等にかかる資金調達力の強化や優秀な人材の確保等を目的として、当社株式はジャスダック証券取引所に上場を果たしました。

当社は、創立以来、業務プロセスの効率化に繋がる情報処理システムの開発・製造・販売に注力してまいりました。日常業務の効率化を図ろうとする場合、その業種や業態、取扱規模などに応じた処理件数や時間制約などに対する顧客の要求水準は様々なものとなりますが、当社はそうした多種多様な顧客ニーズを満たしたソリューションを、顧客向けにカスタマイズして提供できる豊富なノウハウを蓄積してまいりました。その結果、当社の顧客層は金融機関や官公庁を中心に各業界に亘っており、上場に伴って知名度や信頼度が向上したことも影響して、順調にその業容を拡大してまいりました。

しかしながら、世界的な金融危機の影響による円高や株価低迷などを背景に、企業収益の大幅な悪化に伴う設備投資の抑制、個人消費の低迷等、厳しい事業環境が続いているなかで、価格競争の激化、コンサル営業強化に伴う人件費の増大、高速データ処理機器開発に伴う研究開発費の増加などの動きも生じており、短期的な業績変動リスクの上昇懸念のみならず、中長期的な利益成長の不確実性が高まることが懸念されます。ネットワークの高速化や低価格化などイメージ情報処理環境がさらに改善し、イメージ・ファイリングに対する有効性の認識が向上することが予想されることから、利用分野や顧客層の拡充によるビジネス領域の拡大が期待されるものの、成果が現われるまでには一定の時間を要し、期待通りの効果が得られるかどうかについては不確実性も高く、中長期的な業績への影響が懸念されます。こうした事業環境の中で、当社は、ペーパーレス化や時間短縮・正確性向上・業務効率化を目的とするアウトソーシング需要を積極的かつ確実に受注していくとともに、投資回復期を睨んで新規領域拡大のための準備を強化していく必要があると考えております。そのため、経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な経営戦略や施策を迅速に実行し、企業価値の更なる向上に向けて取り組む必要が生じております。

また、当社は、ジャフコから、従前より、当社株式の売却意向を受けております。今後の厳しい経営環境下においては安定的な株主を確保することが中長期的な視野に立脚した経営を行っていくうえで必要不可欠ではあるものの、一方で当社が特定の事業会社の傘下に入った場合、当社の「独立系」という営業面における競争優位性を著しく阻害することになりかねないため、株主構成の再検討及び再構築も喫緊かつ急務の経営課題となっております。

さらに、当社は、平成18年10月にジャスダック証券取引所に株式を上場しており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、当社の現時点における資本構成や財務状況等からは、エクイティ・ファイナンスによる資金調達の必要性は低いうえに、企業の内部統制（J-SOX）や四半期決算への対応など、株式の上場を維持するために必要なコストという財務上のデメリットへの対策も必要な状況となっております。

以上のような状況下、当社は、公開買付者からの本取引の提案を受け、公開買付者と慎重に検討及び協議を重ねた結果、短期的な業績の推移にとらわれず、当社の構造改革を実行したうえで企業価値の更なる向上を実現し、

かつ企業価値の向上につながる資本政策及び株主構成の再構築を実現するため、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、当社の非公開化を行うことが最適であると判断し、平成21年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行うに至りました。なお、かかる取締役会においては、三井所氏以外の、社外取締役を含む取締役全員が出席し、本公開買付けに賛同する旨の決議を行うとともに、監査役全員が、当社取締役会が上記賛同の意見表明を行うことについて、異議がない旨の意見を述べております。なお、三井所氏は、利益相反のおそれがあるため、上記賛同決議に係る当社取締役会には特別利害関係人として参加しておりません。

③本公開買付けに係る買付価格が妥当であると判断した根拠

(ア) 算定の基礎

当社は、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）に当社の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成21年10月29日付で株式価値算定書を取得しております。なお、当社はKPMGから買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

KPMGは当社の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価方式、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）及び類似会社比準方式を用いて、当社の普通株式の株式価値分析を行いました。上記各方式に基づき分析された当社の普通株式1株当たりの価値は以下のとおりです。

- (i) 市場株価方式では、基準日を平成21年10月28日とし、当社の普通株式のジャスダック証券取引所における基準日終値、基準日までの直近1ヶ月から6ヶ月の終値の単純平均値をもとに、当社の普通株式1株当たりの価値を47,136円から48,486円と分析しております。
- (ii) DCF方式では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社の普通株式1株当たりの価値を75,630円から103,217円と分析しております。
- (iii) 類似会社比準方式では、当社と類似した事業を一部の事業として営む上場会社の市場株価や収益性を示す各種財務指標を分析し、当社の普通株式1株当たりの価値を64,302円から70,808円と分析しております。

また、当社はKPMGより、上記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けました。

(イ) 算定の経緯

当社の取締役会は、KPMGによる当社普通株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な当社の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることを平成21年10月30日に決議いたしました。

(ウ) 算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるKPMGは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、公開買付者の第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

前述のとおり、公開買付者は当社普通株式の非公開化を目的としており、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の普通株式は、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。

また、上記基準のいずれにも該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け後に、適用ある法令及び以下「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載の手続きに従い、当社の全株式を取得することを予定しており、この場合には当社の普通株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなります。

(4) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、公開買付者が当社の非公開化を実現するために実施する本公開買付けが当社の企業価値を中長期的に向上させることのできる方策であり、また、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを推奨する旨の決議をすることといたしました。

また、公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、下記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載の方法により、上場廃止となる当社株式に代わる対価として金銭の交付を受ける機会を当社の少数株主に提供しつつ、当社を非公開化することを企図しております。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社の発行済株式のうち 83,829 株（発行済株式総数の 70.00%（注））以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けにより当社の全株式を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に、以下に述べる方法により、公開買付者が当社の全株式を所有することになる手続きを実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの終了後に、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること（ただし、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。）、以上①乃至③を付議議案に含む株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定であり、これを受けて当社は上記の株主総会及び種類株主総会を開催し、上記各議案を付議する予定です。なお、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

(注) 本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社株式についても本公開買付けの対象としているため、当社の発行済株式総数に、公開買付け期間の末日までに行使可能な本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社株式数を合算したうえで保有比率を計算しております。

上記の各手続きが実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。公開買付け者が発行済株式の100%を所有するよう、公開買付け者以外の当社の株主に交付しなければならない当社株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において弁護士等に確認され、ご判断いただくこととなります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付け者の株券等所有割合、公開買付け者以外の当社株主の当社の普通株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも公開買付け者以外の当社株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により完全子会社化を実施することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付け価格を基準として算出する予定です。以上の場合における具体的な手続については、公開買付け者と当社と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

上記①乃至③の議案につきましては、平成22年3月頃を目処として開催される、当社における定時株主総会において付議されることを予定しておりますが、具体的な手続き及び実施時期等については、当社と公開買付け者との協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付け者及び当社は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました。

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付け者は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付け者及び当社とは独立した第三者算定機関である野村證券に当社の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法によって、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成21年10月29日に当社の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	47,231円	～	48,369円
類似会社比較法	60,919円	～	91,775円
DCF法	76,242円	～	161,834円

市場株価平均法では、算定基準日を平成21年10月28日として、算定基準日終値、直近1週間の終値の平均、直近1ヶ月の終値の平均、直近3ヶ月の終値の平均及び直近6ヶ月の終値の平均を採用し、普通株式1株当たりの価値の範囲を47,231円から48,369円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を60,919円から91,775円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年12月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を76,242円から161,834円までと分析しております。

公開買付者は、野村證券による当社普通株式の株式価値算定の結果を参考として、当社及び当社の大株主であるジャフコとの協議及び交渉を経て、当社における本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成21年10月30日に本公開買付けの買付価格を84,500円に決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成21年10月29日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値48,000円に対して76.04%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、平成21年10月29日までのジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の1ヶ月平均値47,307円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の終値平均の計算において同様に計算しております。）に対して78.62%、平成21年10月29日までのジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の3ヶ月平均値47,328円に対して78.54%、平成21年10月29日までのジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の6ヶ月平均値48,366円に対して74.71%のプレミアムを加えた金額となります。また、過去1年間における各営業日の終値の最高値56,200円に対して50.36%のプレミアムを加えた金額であります。

一方で、当社は、上記（2）③に記載のとおり、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であるKPMGに当社の株式価値の算定を依頼し、平成21年10月29日付で株式価値算定書を取得しております。

②独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、公開買付者及び当社とは独立したリーガル・アドバイザーである國吉法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、それに基づき本公開買付けにつき慎重に協議及び検討を行うことにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。

③取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成21年10月30日開催の取締役会において、本取引が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な当社の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様

に対して、合理的な価格により当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

一方、当社は、本新株予約権については、財務アドバイザーに価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見を依頼しておらず、当社の取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うに至りました。

なお、三井所氏は、当社との構造的な利益相反状態になることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議にも参加しておりません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する三井所氏を除き、社外取締役を含む当社取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

さらに、上記取締役会には当社監査役の全員が出席し、出席した監査役は当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保することで、買付価格の公正性をも担保することを意図しております。また、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、公開買付者と当社とは、当社が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の大株主であるジャフコから、その保有する当社普通株式の全て（本日現在46,970株（当社の発行済株式総数の約42.80%））を本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

公開買付者は、当社の代表取締役である三井所氏から、その所有する全ての当社株式（本日現在1,658株（当社の発行済株式総数の約1.51%）（注））について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

（注）なお、三井所氏は、バンクテック・ジャパン役員持株会に対する持分を有しており、同持株会を通じ、当社普通株式を保有しております（本日現在の持分で換算した場合115株）が、当該当社普通株式についても、本公開買付けに応募する予定です。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

前述のとおり、公開買付者は当社普通株式の非公開化を目的としており、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の普通株式は、所定の手続きを経て、上場廃止となります。

また、上記基準のいずれにも該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け後に、適用ある法令及び上記「2. (5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載の手続きに従い、当社の全株式を取得することを予定しており、この場合には当社の普通株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなります。

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項)

①当社は、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみには、本公開買付けに応募した株主の皆様には不利益が生じることから、平成 21 年 10 月 30 日の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成 21 年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。

配当予想の修正

基準日	一株当たり配当金		
	第 2 四半期	期末	年間
前予想 (平成 21 年 7 月 31 日)	0 円 00 銭 (実績)	1,400 円 00 銭	1,400 円 00 銭
今回修正予想	0 円 00 銭 (実績)	0 円 00 銭	0 円 00 銭
(ご参考) 平成 20 年 12 月期実績	0 円 00 銭 (実績)	1,400 円 00 銭	1,400 円 00 銭

②中期経営計画の修正

当社は、平成 21 年 10 月 30 日開催の取締役会において、平成 21 年 2 月 19 日の決算発表時に公表した平成 22 年 12 月期以降の中期経営計画の見直しを実施し、修正後の中期経営計画を公表しております。当該公表内容の概要は以下のとおりです。

(i) 中期経営計画の見直しの理由及び背景

わが国経済では、世界的な金融危機の影響による円高、株価低迷などを背景に、企業収益の大幅な悪化に伴う設備投資の抑制、個人消費の低迷による経済環境の停滞の長期化などから、企業の IT 投資の意欲は低迷しており、今後もこの状況が継続すると考えております。

このような環境下で当社は、今年 2 月に公表した中期経営計画に基づき、近年需要が高まっているアウトソーシング・ビジネスを中心に業績の拡大を図ってまいりましたが、中期経営計画策定時の予想を超え経済環境の低迷が長期化していることから、当社グループを取り巻く環境が短期的に好転することは難しいと判断し、中期経営計画の見直しを余儀なくすることとし、来期以降の数値目標を以下のとおり修正することといたしました。

(ii) 中期経営計画の見直し
(旧)

	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期
売上高 (百万円)	15,100	17,000
経常利益 (百万円)	1,830	2,430
当期純利益 (百万円)	1,098	1,458

(新)

	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期
売上高 (百万円)	14,600	15,800
経常利益 (百万円)	1,450	1,860
当期純利益 (百万円)	860	1,100

③当社は、本公開買付けに係る公開買付け期間中に、平成 21 年 12 月期 (第 7 期) の第 3 四半期に係る四半期報告書を提出する見込みです。

以 上

(参考) 買付け等の概要【別添】

【別添】

平成 21 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 B Tホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 三井所 清宏

バンクテック・ジャパン株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

B Tホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 10 月 30 日、以下のとおり、バンクテック・ジャパン株式会社（以下「対象者」といいます。）の株券等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である三井所清宏氏（以下「三井所氏」といいます。）が発行済株式の全てを保有する株式会社B Tインベストメンツ（以下「B Tインベストメンツ」といいます。）を通じ、間接的に議決権の100%を保有する株式会社であり、対象者の株券等を取得及び保有すること等を目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、対象者の発行済株式の全て（公開買付期間末日までに本新株予約権（後記「2. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格」において定義いたします。）が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。）及び対象者が発行した新株予約権の全てを取得して、対象者普通株式を非公開化させることを目的として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けにおける対象者普通株式1株あたりの買付価格は84,500円、本新株予約権の買付価格は1円です（「2. 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。）。また、本公開買付けにおいては、対象者普通株式の非公開化を目的としているため、対象者が平成21年8月14日に提出した第7期第2四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数（109,735株）に、公開買付期間の末日までに行使可能な本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式数（10,020株）を加えた数（119,755株）に10分の7を乗じた数を、買付予定数の下限（83,829株）として設定しております（買付予定数の下限については、後記「2. 買付け等の概要」の「（5）買付予定の株券等の数」をご参照下さい。）。

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト（MBO）（注1）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行うことを企図しております。公開買付者は、対象者における資本構成を再構築し、対象者の中長期的な企業価値の更なる向上を速やかに実現するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、柔軟かつ迅速な経営判断及び経営改革を行うことが必要であると考え、対象者と検討及び協議を重ね、今般、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法を用いて、対象者普通株式を非公開化することが最善であると判断し、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式を取得するために、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づき、本公開買付けを実施するものです。

公開買付者は、対象者の大株主であるジャフコ・バイアウト1号投資事業有限責任組合（以下「ジャフコ」といいます。）から、その保有する対象者普通株式の全て（本書提出日現在46,970株（対象者の発行済株式総数の約42.80%））を本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

対象者の代表取締役社長である三井所氏は、その保有する対象者普通株式の全て（本書提出日現在1,658株（対象者の発行済株式総数の約1.51%）（注2））を本公開買付けに応募いたしますが、三井所氏を含む対象者経営陣は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることが予定されております。

また、本公開買付け終了後、本取引の趣旨に賛同する三井所氏以外の対象者経営陣が、公開買付者の完全親会社であるBTインベストメントへの出資を行う可能性があります。本書提出日現在、具体的な出資者名及び出資比率等は確定しておりません。

さらに、公開買付者は、本公開買付けによって企図される対象者の経営改革において従業員の主体的な経営参画が重要な要素と考えていることから、本公開買付け終了後、対象者の従業員に対して、公開買付者への新たな出資を働きかける予定です。これが実現すれば、本公開買付けは、マネジメント・エンプロイー・バイアウト（MEBO）（注3）としての性質を有することとなります。

なお、本取引は、中央三井キャピタル株式会社（以下「CMC」といいます。）の協力を得て実施されるものです。

CMCは、平成12年に設立された中央三井トラスト・ホールディングス株式会社100%出資子会社であり、自らが運営する投資事業有限責任組合等を通じて、マネジメント・バイアウト（MBO）等で必要とされる資金調達におけるメザニンファイナンスの提供等を行うプライベートエクイティファン ド運営会社です。

CMCは、公開買付者との協議及び交渉等を経て本取引の趣旨に賛同し、CMCが業務執行組合員である民法に基づく任意組合である中央三井プライベートエクイティパートナーズ第七号投資事業組合及びCMCが無限責任組合員である投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく中央三井プライベートエクイティパートナーズ第七号アルファ投資事業有限責任組合（上記組合及び投資事業有限責任組合を総称して「CMCファンド」といいます。）を通じ、本取引に対しメザニンファイナンスとしての協力をを行います。

当該協力に関連し、公開買付者は、CMCファンドから、後述のとおり、本取引に関し出資及び融資を受ける予定です（当該出資及び融資の内容（予定）につきましては、後記「(2) 本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」「②本公開買付け後の経営方針」の「(i) CMCファンドとの株主間契約、投資契約並びに劣後ローン契約及び新株予約権割当契約」をご参照下さい。）。

（注1）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象企業の経営陣が、金融投資家と共同して、事業の継続を前提として買収対象企業の株式等を取得する取引をいいます。

（注2）三井所氏は、バンクテック・ジャパン役員持株会に対する持分を有しており、同持株会を通じ、対象者普通株式を保有しておりますが（本書提出日現在の持分で換算した場合115株）、当該対象者普通株式についても、本公開買付けに応募する予定です。

（注3）マネジメント・エンプロイー・バイアウト（MEBO）とは、一般に、買収対象企業の経営陣と従業員が一体となって、金融投資家と共同して買収対象企業の株式等を取得する取引をいいます。

(2) 本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程

対象者は、昭和43年7月1日、米国レコグニション・エクイプメント社（以下「レコグニション社」といいます。）が、日本での事業活動を目的とする子会社により設立した営業所を前身として事業活動を開始し、現在、デジタル画像等のイメージ情報を活用したソリューションを提供する事業活動を行っております。対象者は、平成7年に実施した、レコグニション社と米国バンクテック・インク社との合併（合併後の名称はバンクテック・インク社）等を経て、平成14年11月、当時の親会社であるバンクテック・インク社から同社株式を買い取ることにより、親会社から独立いたしました。その後平成18年10月にイメージ情報の電子化という社会的なニーズに的確に対応できるよう、研究開発等にかかる資金調達力の強化や優秀な人材の確保等を目的として、対象者株式は株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場を果たしました。

対象者は、創立以来、業務プロセスの効率化に繋がる情報処理システムの開発・製造・販売に注力してまいりました。日常業務の効率化を図ろうとする場合、その業種や業態、取扱規模などに応じた処理件数や時間制約などに対する顧客の要求水準は様々なものとなりますが、対象者はそうした多種多様な顧客ニーズを満たしたソリューションを、顧客向けにカスタマイズして提供できる豊富なノウハウを蓄積してまいりました。その結果、対象者の顧客層は金融機関や官公庁を中心に各業界に亘っており、上場に伴って知名度や信頼度が向上したことも影響して、順調にその業容を拡大してまいりました。

しかしながら、世界的な金融危機の影響による円高や株価低迷などを背景に、企業収益の大幅な悪化に伴う設備投資の抑制、個人消費の低迷等、厳しい事業環境が続いているなかで、価格競争の激化、コンサル営業強化に伴う人件費の増大、高速データ処理機器開発に伴う研究開発費の増加などの動きも生じており、短期的な業績変動リスクの上昇懸念のみならず、中長期的な利益成長の不確実性が高まることが懸念されます。ネットワークの高速化や低価格化などイメージ情報処理環境がさらに改善し、イメージ・ファイリングに対する有効性の認識が向上することが予想されることから、利用分野や顧客層の拡充によるビジネス領域の拡大が期待されるものの、成果が現われるまでには一定の時間を要し、期待通りの効果が得られるかどうかについては不確実性も高く、中長期的な業績への影響が懸念されます。こうした事業環境の中で、対象者は、ペーパーレス化や時間短縮・正確性向上・業務効率化を目的とするアウトソーシング需要を積極的かつ確実に受注していくとともに、投資回復期を睨んで新規領域拡大のための準備を強化していく必要があると考えております。そのため、短期的な業績の変動に左右されることなく経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な経営戦略や施策を迅速に実行し、かつ企業価値の更なる向上に向けて取り組む必要が生じております。

また、対象者は、ジャフコから、従前より、対象者株式の売却意向を受けております。今後の厳しい経営環境下においては安定的な株主を確保することが中長期的な視野に立脚した経営を行っていくうえで必要不可欠ではあるものの、一方で対象者が特定の事業会社の傘下に入った場合、対象者の「独立系」という営業面における競争優位性を著しく阻害することになりかねないため、株主構成の再検討及び再構築も喫緊かつ急務の経営課題となっております。

さらに、対象者は、平成18年10月にジャスダック証券取引所に株式を上場しており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者の現時点における資本構成や財務状況等からは、エクイティ・ファイナンスによる資金調達の必要性

は低いうえに、企業の内部統制（J-SOX）や四半期決算への対応など、株式の上場を維持するために必要なコストという財務上のデメリットへの対策も必要な状況となっております。

以上のような状況下、公開買付者と対象者は慎重に検討及び協議を重ね、公開買付者は、短期的な業績の推移にとらわれず、対象者の構造改革を実行したうえで企業価値の更なる向上を実現し、かつ企業価値の向上につながる資本政策及び株主構成の再構築を実現するため、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、対象者の非公開化を行うことが最適であると判断し、公開買付者による本公開買付けを行うことを決定いたしました。

一方で、対象者は、本取引について慎重な検討を行い、平成21年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。かかる取締役会においては、三井所氏を除く、社外取締役を含む取締役全員が出席し、本公開買付けに賛同する旨の決議を行うとともに、社外監査役を含む監査役全員が、対象者取締役会が上記賛同の意見表明を行うことについて、異議がない旨の意見を述べております。なお、三井所氏は、利益相反のおそれがあるため、対象者取締役会における上記賛同に係る決議には特別利害関係人として参加しておりません。

また、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみならず、配当を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様にも不利益が生じることから、本公開買付けが成立することを条件に平成21年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております（詳細につきましては、後記「4. その他」「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の「(ii) 配当予想の修正」をご参照ください。).

対象者は、本公開買付けの実施後、①ソリューションシステムの提供による、ペーパーレス化に伴う保管費用の削減、データ入力及び必要書類抽出並びに書類整理・管理に必要な人件費の削減、書類移動に伴う輸送コストの削減、時間短縮・正確性向上による業務効率化、書類紛失防止等の情報リスク管理体制の整備、環境貢献等の事業機会に対しても積極的に取り組むこと、②これまで築き上げた顧客基盤をより深耕し、ドキュメントと画像イメージの電子処理のノウハウを新たな顧客や業務処理に横展開させて収益の拡大を図ること、③個人情報保護法やe-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）の施行によって創出される新たな需要を取り込むこと及び④中期的な事業成長を図るために、中国市場など海外市場への取り組みを本格的に進めること等を計画しており、企業価値の更なる向上に向けて全力を尽くす所存であります。

② 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けは、CMCの協力を得て、対象者経営陣によるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものでありますが、本取引に関し、概要以下の契約を締結予定または締結済みです。なお、前述のとおり、CMCはCMCファンドの業務執行組合員または無限責任組合員であります。

(i) CMCファンドとの株主間契約、投資契約並びに劣後ローン契約及び新株予約権割当契約

本取引において、CMCファンドは、公開買付者に対し、普通株式及び種類株式等を通じた出資並びに劣後ローンによる貸付けを行うため、公開買付者との間で投資契約、劣後ローン契約及び新株予約権割当契約を、また、本書提出日現在における公開買付者の完全親会社であるBTインベストメンツとの間で株主間契約を、概要以下のとおりの内容にてそれぞれ締結する予定です。

(a) 投資契約

公開買付者はCMCファンドとの間で本取引に係る投資契約を締結する予定です。同契約において、CMCファンドは、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済資金等として、公開買付者が発行する普通株式 355 百万円及び優先株式 2,000 百万円引き受けることによる出資を行うこと、当該優先株式に関して、公開買付者による金銭による取得条項及びCMCファンドによる金銭又は公開買付者の普通株式を対価とする取得請求権（以下CMCファンドによる取得請求権を「本件取得請求権」といいます。）が付されること等が合意される予定となっております。本件取得請求権の行使事由としては、投資契約上、当該優先株式発行の日から6年を経過した場合、対象者の業績が一定の水準まで悪化した場合、後記「(c) 劣後ローン契約及び新株予約権割当契約」の劣後ローンに係る財務制限条項に抵触した場合又は期限の利益を喪失した場合等の例外的場合には、本件取得請求権が行使される場合があります。

また、当該優先株式には公開買付者の役員を選解任権（以下「本件選解任権」といいます。）が付される予定ですが、当該投資契約において、本件選解任権は、当該優先株式の発行日から6年を経過した場合、対象者の業績が一定の水準まで悪化した場合、後記「(c) 劣後ローン契約及び新株予約権割当契約」の劣後ローンに係る財務制限条項に抵触した場合又は期限の利益を喪失した場合等の例外的場合に限り行使できるものとされ、CMCファンドは、かかる場合を除き、BTインベストメントの意思に従って本件選解任権を行使するものとされる予定です。

(b) 株主間契約

CMCファンドは、本公開買付けが成立した場合、上記投資契約に基づき、公開買付者に対し、普通株式の引受けを通じた出資を行うため、公開買付者の完全親会社であるBTインベストメントとの間で株主間契約を締結する予定です。同契約においては、CMCファンドが公開買付者に対し、社外取締役及び監査役を派遣すること、公開買付者が株式の発行、組織再編行為等の一定の重要な行為を行う際には、CMCファンドの同意を要すること等が合意される予定となっております。

(c) 劣後ローン契約及び新株予約権割当契約

本取引において、公開買付者は、本公開買付けに係る決済資金等として、CMCファンドから、3,500 百万円を劣後ローンとして借り入れること（以下「本件劣後ローン」といいます。）を予定しております。

本件劣後ローンに係る貸付条件の詳細については別途協議のうえ、本件劣後ローンに係る契約において定められることとされておりますが、同契約においては、概要以下のとおりの制度設計を行うことが予定されております。本件劣後ローンは、CMCファンドが、公開買付者に対し本公開買付けに係る決済資金等として貸付ける資金ですが、後記「(ii) ローン契約」に規定される本件買取ローンに劣後する性質を有しております。公開買付者は、本件劣後ローンの借入れに関連して新株予約権割当契約を締結し、CMCファンドに対し、新株予約権を割当てます。上記新株予約権は、当該新株予約権の発行日から6年を経過した場合、対象者の業績が一定の水準まで悪化した場合、本件劣後ローンに係る財務制限条項に抵触した場合、期限の利益を喪失した場合等に行使できるものの、本件劣後ローンが消滅している場合にはその行使はできないとされる予定です。当該新株予約権の割当及び行使にあたっては、CMCファンドによる金銭の払込は要しませんが、CMCファンドによる本新株予約権の行使にあたっては、本件劣後ローン債権が出資されることとなり、行使時に残存する劣後ローン額に応じて付与される普通株式数が調整されることとなります。

(ii) ローン契約

本取引において、公開買付者は、株式会社三井住友銀行及び住友信託銀行株式会社から、本公開買付けに係る決済資金等として、総額5,200百万円を借り入れること（以下「本件買収ローン」といいます。）を予定しております。本件買収ローンに係る借入条件の詳細については別途協議のうえ、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンにおける契約においては、通常の買収ローンにおいて規定される貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件が規定されること及び公開買付者が本公開買付けの結果取得することとなる対象者株式を本件買収ローンの担保に供すること等が規定される予定となっております。

(iii) 関係者間契約

上記(i)及び(ii)の契約当事者である、公開買付者、公開買付者の完全親会社であるBTインベストメンツ、CMCファンド、株式会社三井住友銀行及び住友信託銀行株式会社との間で、本件買収ローン及び本件劣後ローンの優先、劣後関係等の事項に係る関係当事者間の取り決めに明確にするため、関係者間契約が締結される予定です。

(iv) ジャフコとの応募契約

公開買付者は、ジャフコとの間で、ジャフコが保有する対象者普通株式（本書提出日現在46,970株（対象者の発行済株式総数の約42.80%））の本公開買付けへの応募に関し応募契約を締結しております。なお、同応募契約において、本公開買付けに係る公開買付期間中に（a）公開買付者が適法に公開買付けを開始していること、（b）対象者の取締役会が本公開買付けに対する賛同表明を行っており、当該賛同表明が撤回されていないこと、（c）応募契約中の公開買付者に係る表明保証条項が重要な点において真実かつ正確であること、（d）公開買付者において応募契約中の義務に重大な違反が存在しないこと及び（e）ジャフコが法第166条第1項柱書に規定される、対象者に係る未公表の重要事実を認識していないことが、ジャフコによる本公開買付けへの応募の前提条件とされております。

(v) 本公開買付け後の公開買付者に対する出資比率

(a) BTインベストメンツは、公開買付期間終了後、決済の開始日の前日までに145百万円を公開買付者に出資して公開買付者の発行する普通株式を引き受けること、(b) CMCファンドは上記投資契約に基づき、公開買付期間終了後、決済の開始日の前日までに355百万円を公開買付者に出資し公開買付者の発行する普通株式を引き受けること、及び2,000百万円を出資し優先株式を引き受けることが、それぞれ予定されております。また、(c) 本公開買付け終了後、本取引の趣旨に賛同する三井所氏以外の対象者経営陣が、BTインベストメンツに対する出資を行う可能性があります。具体的な出資者名及び出資比率は確定しておりません。三井所氏以外の対象者経営陣によるBTインベストメンツに対する出資は、最大で185百万円となる可能性があります。この場合、BTインベストメンツは、当該出資金を原資として、CMCの保有する公開買付者の普通株式の一部（譲受株式数については未定です。）を譲り受ける方法等により、公開買付者の発行する普通株式を取得することとなります。

上記(a)乃至(c)がそれぞれ実施された場合の本公開買付け完了後における、公開買付者に対する出資比率はそれぞれ、BTインベストメンツが50%超、CMCファンドが50%未満となるように調整することが予定されております。なお、三井所氏以外の対象者経営陣によるBTインベストメンツへの出資額によっては、BTインベストメンツによる、公開買付者に対する出資比率は最大で約66%となる可能性があります。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村証券から平成21年10月29日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	47,231円	～	48,369円
類似会社比較法	60,919円	～	91,775円
DCF法	76,242円	～	161,834円

市場株価平均法では、算定基準日を平成21年10月28日として、算定基準日終値、直近1週間の終値の平均、直近1ヶ月の終値の平均、直近3ヶ月の終値の平均及び直近6ヶ月の終値の平均を採用し、普通株式1株当たりの価値の範囲を47,231円から48,369円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を60,919円から91,775円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を76,242円から161,834円までと分析しております。

公開買付者は、野村証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考として、対象者及び対象者の大株主であるジャフコとの協議及び交渉を経て、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成21年10月30日に本公開買付けの買付価格を84,500円に決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成21年10月29日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値48,000円に対して76.04%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、平成21年10月29日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の1ヶ月平均値47,307円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の終値平均の計算において同様に計算しております。）に対して78.62%、平成21年10月29日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の3ヶ月平均値47,328円に対して78.54%、平成21年10月29日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値

の6ヶ月平均値48,366円に対して74.71%のプレミアムを加えた金額となります。また、過去1年間における各営業日の終値の最高値56,200円に対して50.36%のプレミアムを加えた金額であります。

一方で、対象者は、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）に対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成21年10月29日付で株式価値算定書を取得しております。なお、対象者はKPMGから買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

KPMGは対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、これらの情報を踏まえて市場株価方式、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）及び類似会社比準方式を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を行いました。上記各方式に基づき分析された対象者の普通株式1株当たりの価値は以下のとおりです。

- (i) 市場株価方式では、基準日を平成21年10月28日とし、対象者の普通株式のジャスダック証券取引所における基準日終値、基準日までの直近1ヶ月から6ヶ月の終値の単純平均値をもとに、対象者の普通株式1株当たりの価値を47,136円から48,486円と分析しております。
- (ii) DCF方式では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値を75,630円から103,217円と分析しております。
- (iii) 類似会社比準方式では、対象者と類似した事業を一部の事業として営む上場会社の市場株価や収益性を示す各種財務指標を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値を64,302円から70,808円と分析しております。

また、対象者はKPMGより、上記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けました。

対象者の取締役会は、KPMGによる対象者普通株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格による対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることを平成21年10月30日に決議いたしました。

なお、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権のいずれも、(1)新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、(2)譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

② 独立した法律事務所等からの助言

対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者とは独立したリーガル・アドバイザーである國吉法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、それに基づき本公開買付けにつき慎重に協議及び検討を行うことにより、意思決定過程における透明

性・合理性を確保しております。その結果、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

③ 取締役及び監査役全員の承認

対象者は、平成21年10月30日開催の取締役会において、上記①及び②に記載した協議・検討を経て、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格により対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

一方、対象者は、本新株予約権については、財務アドバイザーに価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見書を依頼しておらず、対象者の取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うに至りました。

なお、対象者の代表取締役社長である三井所氏は、対象者との構造的な利益相反状態になることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議にも参加しておりません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する三井所氏を除く対象者取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

さらに、上記取締役会には対象者監査役の全員が出席し、出席した監査役は対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保することで、買付価格の公正性をも担保することを意図しております。また、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、公開買付者と対象者とは、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の発行済株式のうち83,829株（発行済株式総数の70.00%（注））以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けにより対象者の全株式を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者の全株式を所有することになる手続きを実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの終了後に、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること（ただし、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。）、以上①乃至③を付議議案に含む株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む対

象者の普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

(注) 本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、対象者の発行済株式総数に、公開買付け期間の末日までに行使可能な本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式数を合算したうえで保有比率を計算しております。

上記の各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。対象者が、公開買付者が発行済株式の100%を所有するよう、公開買付者以外の対象者の株主に交付しなければならない対象者株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において弁護士等に確認され、ご判断いただくこととなります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の対象者株主の対象者の普通株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも公開買付者以外の対象者株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により完全子会社化を実施することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付け価格を基準として算出する予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

上記①乃至③の議案につきましては、平成22年3月頃を目処として開催される、対象者における定時株主総会において付議されることを予定しておりますが、具体的な手続き及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、上記株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願いいたします。

本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、対象者の本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に対し本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請する予定です。

なお、対象者は、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみには、本公開買付けに応募した株主の皆様には不利益が生じることから、平成21年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成21年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。また、対象者は、平成21年10月30日開催の取締役会において、中期経営計画の修正を決議しております。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

前述のとおり、公開買付者は対象者普通株式の非公開化を目的としており、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の普通株式は、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。

また、上記基準のいずれにも該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け後に、適用ある法令及び上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の手續きに従い、対象者の全株式を取得することを予定しており、この場合には対象者の普通株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成21年6月30日現在)

① 名 称	バンクテック・ジャパン株式会社	
② 主 な 事 業 内 容	イメージ情報ソリューション事業 メンテナンスその他事業	
③ 設 立 年 月 日	平成2年11月9日	
④ 本 店 所 在 地	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア東館12F	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三井所 清宏	
⑥ 資 本 金	721,875千円	
⑦ 大株主及び持株比率	ジャフコ・バイアウト一号投資事業有限責任組合	42.80%
	ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド (常任代理人 野村證券株式会社)	14.48%
	株式会社オービックビジネスコンサルタント	9.11%
	株式会社ドリームインキュベータ	4.97%
	バンクテック・ジャパン従業員持株会	3.33%
	モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	2.11%
	株式会社コア	1.82%
	三井所 清宏	1.51%
	日本証券金融株式会社	0.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	0.92%	
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	

人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である三井所清宏は、対象者の代表取締役社長を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者の代表者であり議決権の100%を保有する三井所清宏は、対象者の代表取締役社長を兼務しております。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年11月4日（水曜日）から平成21年12月16日（水曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、84,500円

② 新株予約権

イ 平成17年4月20日開催の臨時株主総会及び平成17年4月21日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 1個につき、1円

ロ 平成18年3月28日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下イ及びロを併せて「本新株予約権」といいます。） 1個につき、1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である野村に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法といます。)の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村証券から平成21年10月29日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 47,231円 ～ 48,369円

類似会社比較法 60,919円 ～ 91,775円

DCF法 76,242円 ～ 161,834円

市場株価平均法では、算定基準日を平成21年10月28日として、算定基準日終値、直近1週間の終値の平均、直近1ヶ月の終値の平均、直近3ヶ月の終値の平均及び直近6ヶ月の終値の平均を採用し、普通株式1株当たりの価値の範囲を47,231円から48,369円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を60,919円から91,775円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッ

シュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を76,242円から161,834円までと分析しております。

公開買付者は、野村証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考として、対象者及び対象者の大株主であるジャフコとの協議及び交渉を経て、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成21年10月30日に本公開買付けの買付価格を84,500円に決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成21年10月29日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値48,000円に対して76.04%、平成21年10月29日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の1ヶ月平均値47,307円に対して78.62%、平成21年10月29日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の3ヶ月平均値47,328円に対して78.54%、平成21年10月29日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の6ヶ月平均値48,366円に対して74.71%のプレミアムを加えた金額となります。また、過去1年間における各営業日の終値の最高値56,200円に対して50.36%のプレミアムを加えた金額であります。

(ii) 新株予約権

本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権のいずれも、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、②譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

② 算定の経緯

(買付価格を決定するに至った経緯)

公開買付者は、半年ほど前から、対象者の構造改革を実行したうえで企業価値の更なる向上を実現し、かつ企業価値の向上につながる資本政策及び株主構成の再構築を実現することを検討し始めました。対象者との慎重な協議を経て、公開買付者は、これらの実現のためにはマネジメント・バイアウト(MBO)の手法が最善であるとの判断に至りました。

そこで、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である野村証券に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成21年10月29日付で株式価値算定書を受領致しました。

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、野村証券から提出された株式価値算定書を参考に致しました。株式価値算定書において、野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、その結果、市場株価平均法では47,231円から48,369円、類似会社比較法では60,919円から91,775円、DCF法では76,242円から161,834円が対象者普通株式1株当たりの価値の範囲と算定されております。

公開買付者は、提出された株式価値算定書の算定結果を参考として、対象者及び対象者の大株主であるジャフコとの協議及び交渉を経て、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通しなどを総合的に勘案し、最終的に、平成21年10月30日に本公開買付けの買付価格を決定致しました。

なお、本新株予約権については、上記「① 算定の基礎」の「(2) 新株予約権」において記載の理由に基づき、平成21年10月30日に、本新株予約権についてはいずれも1個あたりの買付価格を1円と決定いたしました。なお、公開買付者は新株予約権の買付価格の算定に関し、第三者機関の算定書は取得しておりません。(買付価格の公正性を担保するための措置)

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である野村證券に、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

一方で、対象者は、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関であるKPMGに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成21年10月29日付で株式価値算定書を取得しております。なお、対象者はKPMGから買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

KPMGは対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価方式、DCF方式及び類似会社比準方式を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を行いました。上記各方式に基づき分析された対象者の普通株式1株当たりの価値は以下のとおりです。

- (i) 市場株価方式では、基準日を平成21年10月28日とし、対象者の普通株式のジャスダック証券取引所における基準日終値、基準日までの直近1ヶ月から6ヶ月の終値の単純平均値をもとに、対象者の普通株式1株当たりの価値を47,136円から48,486円と分析しております。
- (ii) DCF方式では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値を75,630円から103,217円と分析しております。
- (iii) 類似会社比準方式では、対象者と類似した事業を一部の事業として営む上場会社の市場株価や収益性を示す各種財務指標を分析し、対象者の普通株式1株当たりの価値を64,302円から70,808円と分析しております。

また、対象者はKPMGより、上記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けました。

対象者の取締役会は、KPMGによる対象者普通株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格による対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることを平成21年10月30日に決議いたしました。

なお、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであります。第1回新株予約権ないし第2回新株予約権のいずれも、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、②譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

② 独立した法律事務所等からの助言

対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者とは独立したリーガル・アドバイザーである國吉法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、それに基づき本公開買付けにつき慎重に協議及び検討を行うことにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。その結果、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当であると判断し、本公開買付け

に賛同することを決定いたしました。

③ 取締役及び監査役全員の承認

対象者は、平成21年10月30日開催の取締役会において、上記①及び②に記載した協議・検討を経て、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格により対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

一方、対象者は、本新株予約権については、財務アドバイザーに価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見書を依頼しておらず、対象者の取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うに至りました。

なお、対象者の代表取締役社長である三井所氏は、対象者との構造的な利益相反状態になることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議にも参加しておりません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する三井所氏を除く対象者取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

さらに、上記取締役会には対象者監査役の全員が出席し、出席した監査役は対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保することで、買付価格の公正性をも担保することを意図しております。また、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、公開買付者と対象者とは、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

③ 算定機関との関係

野村證券は、公開買付者の関連当事者に該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
119,755(株)	83,829(株)	-(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(83,829株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数の下限は、対象者が平成21年8月14日に提出した第7期第2四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数(109,735株)に、公開買付期間の末日までに行使可能な本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成21年6月30日以降本書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(10,020株)を加えた株式数(119,755株)に10分の7を乗じた株式数(83,829株)です。なお、買付予定数の下限の算定にあたっては、小数点以下を四捨五入しております。

(注3) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成21年8月14日に提出した第7期第2四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数(109,735株)に、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成21年6月30日以降本書提出日ま

で新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(10,020株)を加えた株式数(119,755株)になります。

(注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の の 所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付け等前における特別関係者の の 所有株券等に係る議決権の数	2,513 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.10%)
買付予定の株券等に係る 議 決 権 の 数	119,755 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	109,735 個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年8月14日に提出した第7期第2四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の本新株予約権(10,020個)の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の議決権の最大数(10,020個)を加えて、分母を119,755個として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 10,119 百万円

(注) 「買付代金」には、対象者が平成21年8月14日に提出した第7期第2四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数(109,735株)に、公開買付期間の末日までに行使可能な本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式数(10,020株)を加えた数(119,755株)に1株当たりの買付価格(84,500円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
- ② 決済の開始日
平成21年12月24日(木曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイ(注)を経由して応募した場合は除きます)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。買付けは、金

銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）平成 21 年 11 月 23 日に公開買付代理人とジョインベスト証券株式会社が合併することにもない、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイが開始されます。平成 21 年 11 月 23 日以降は野村ジョイを経由して応募することができます。野村ジョイを経由する方法による応募の受付は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって行います。ただし、インターネットを利用した方法であっても、公開買付代理人のオンラインサービスである野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（83,829株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（83,829株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成21年11月4日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5)上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(i) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の内容

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である三井所氏から、その所有する全ての対象者株式（本書提出日現在1,658株（対象者の発行済株式総数の約1.51%）（注））について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

（注）三井所氏は、バンクテック・ジャパン役員持株会に対する持分を有しており、同持株会を通じ、対象者普通株式を保有しておりますが（本書提出日現在の持分で換算した場合115株）、当該対象者普通株式についても、本公開買付けに応募する予定です。

(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

対象者は、昭和43年7月1日、米国レコグニション社が、日本での事業活動を目的とする子会社により設立した営業所を前身として事業活動を開始し、現在、デジタル画像等のイメージ情報を活用したソリューションを提供する事業活動を行っております。対象者は、平成7年に実施した、レコグニション社と米国バンクテック・インク社との合併（合併後の名称はバンクテック・インク社）等を経て、平成14年11月、当時の親会社であるバンクテック・インク社から同社株式を買い取ることにより、親会社から独立いたしました。その後平成18年10月にイメージ情報の電子化という社会的なニーズに的確に対応できるよう、研究開発等にかかる資金調達力の強化や優秀な人材の確保等を目的として、対象者株式はジャスダック証券取引所に上場を果たしました。

対象者は、創立以来、業務プロセスの効率化に繋がる情報処理システムの開発・製造・販売に注力してまいりました。日常業務の効率化を図ろうとする場合、その業種や業態、取扱規模などに応じた処理件数や時間制約などに対する顧客の要求水準は様々なものとなりますが、対象者はそうした多種多様な顧客ニーズを満たしたソリューションを、顧客向けにカスタマイズして提供できる豊富なノウハウを蓄積してまいりました。その結果、対象者の顧客層は金融機関や官公庁を中心に各業界に亘っており、上場に伴って知名度や信頼度が向上したことも影響して、順調にその業容を拡大してまいりました。

しかしながら、世界的な金融危機の影響による円高や株価低迷などを背景に、企業収益の大幅な悪化に伴う設備投資の抑制、個人消費の低迷等、厳しい事業環境が続いているなかで、価格競争の激化、コンサル営業強化に伴う人件費の増大、高速データ処理機器開発に伴う研究開発費の増加などの動きも生じており、短期的な業績変動リスクの上昇懸念のみならず、中長期的な利益成長の不確実性が高まることが懸念されます。ネットワークの高速化や低価格化などイメージ情報処理環境がさらに改善し、イメージ・ファイリングに対する有効性の認識が向上することが予想されることから、利用分野や顧客層の拡充によるビジネス領域の拡大が期待されるものの、成果が現われるまでには一定の時間を要し、期待通りの効果が得られるかどうかについては不確実性も高く、中長期的な業績への影響が懸念されます。こうした事業環境の中で、対象者は、ペーパーレス化や時間短縮・正確性向上・業務効率化を目的とするアウトソーシング需要を積極的かつ確実に受注していくとともに、投資回復期を睨んで新規領域拡大のための準備を強化していく必要があると考えております。そのため短期的な業績の変動に左右されることなく経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な経営戦略や施策を迅速に実行し、企業価値の更なる向上に向けて取り組む必要が生じております。

また、対象者は、ジャフコから、従前より、対象者株式の売却意向を受けております。今後の厳しい経営環境下においては安定的な株主を確保することが中長期的な視野に立脚した経営を行っていくうえで必要不可欠ではあるものの、一方で対象者が特定の事業会社の傘下に入った場合、対象者の「独立系」という営業面における競争優位性を著しく阻害することになりかねないため、株主構成の再検討及び再構築も緊喫かつ急務の経営課題となっております。

さらに、対象者は、平成18年10月にジャスダック証券取引所に株式を上場しており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者の現時点における資本構成や財務状況等からは、エクイティ・ファイナンスによる資金調達の必要性は当面低いうえに、企業の内部統制（J-SOX）や四半期決算への対応など、株式の上場を維持するために必要なコストという財務上のデメリットに対する対策も必要な状況となっております。

以上のような状況下、公開買付者と対象者は慎重に検討及び協議を重ね、公開買付者は、短期的な業績の推移にとらわれず、対象者の構造改革を実行したうえで企業価値の更なる向上を実現し、かつ企業価値の向上につながる資本政策及び株主構成の再構築を実現するため、マネジメント・バイアウト（M

BO)の手法により、対象者の非公開化を行うことが最適であると判断し、公開買付者による本公開買付けを行うことを決定いたしました。

一方で、対象者は、本取引について慎重な検討を行い、平成21年10月30日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。かかる取締役会においては、三井所氏を除く、社外取締役を含む取締役全員が出席し、本公開買付けに賛同する旨の決議を行うとともに、社外監査役を含む監査役全員が、対象者取締役会が上記賛同の意見表明を行うことについて、異議がない旨の意見を述べております。なお、三井所氏は、利益相反のおそれがあるため、対象者取締役会における上記賛同に係る決議には特別利害関係人として参加しておりません。

また、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみ配当を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様が不利益が生じることから、平成21年10月30日の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成21年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております（詳細につきましては、後記「4. その他」「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の「(ii) 配当予想の修正」をご参照ください。)

対象者は、本公開買付けの実施後、①ソリューションシステムの提供による、ペーパーレス化に伴う保管費用の削減、データ入力及び必要書類抽出並びに書類整理・管理に必要な人件費の削減、書類移動に伴う輸送コストの削減、時間短縮・正確性向上による業務効率化、書類紛失防止等の情報リスク管理体制の整備、環境貢献等の事業機会に対しても積極的に取り組むこと、②これまで築き上げた顧客基盤をより深耕し、ドキュメントと画像イメージの電子処理のノウハウを新たな顧客や業務処理に横展開させて収益の拡大を図ること、③個人情報保護法やe-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）の施行によって創出される新たな需要を取り込むこと及び④中期的な事業成長を図るために、中国市場など海外市場への取り組みを本格的に進めること等を計画しており、企業価値の更なる向上に向けて全力を尽くす所存であります。

(iii) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成21年10月29日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	47,231円	～	48,369円
類似会社比較法	60,919円	～	91,775円
DCF法	76,242円	～	161,834円

市場株価平均法では、算定基準日を平成 21 年 10 月 28 日として、算定基準日終値、直近 1 週間の終値の平均、直近 1 ヶ月の終値の平均、直近 3 ヶ月の終値の平均及び直近 6 ヶ月の終値の平均を採用し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 47,231 円から 48,369 円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 60,919 円から 91,775 円までと分析しております。

D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 12 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 76,242 円から 161,834 円までと分析しております。

公開買付者は、野村証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考として、対象者対象者及び対象者の大株主であるジャフコとの協議及び交渉を経て、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 21 年 10 月 30 日に本公開買付けの買付価格を 84,500 円に決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 21 年 10 月 29 日のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値 48,000 円に対して 76.04%、平成 21 年 10 月 29 日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の 1 ヶ月平均値 47,307 円に対して 78.62%、平成 21 年 10 月 29 日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の 3 ヶ月平均値 47,328 円に対して 78.54%、平成 21 年 10 月 29 日までのジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の 6 ヶ月平均値 48,366 円に対して 74.71%のプレミアムを加えた金額となります。また、過去 1 年間における各営業日の終値の最高値 56,200 円に対して 50.36%のプレミアムを加えた金額であります。

一方で、対象者は、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である K P M G に対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 10 月 29 日付で株式価値算定書を取得しております。なお、対象者は K P M G から買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

K P M G は対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価方式、D C F 方式及び類似会社比準方式を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を行いました。上記各方式に基づき分析された対象者の普通株式 1 株当たりの価値は以下のとおりです。

- (i) 市場株価方式では、基準日を平成 21 年 10 月 28 日とし、対象者の普通株式のジャスダック証券取引所における基準日終値、基準日までの直近 1 ヶ月から 6 ヶ月の終値の単純平均値をもとに、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 47,136 円から 48,486 円と分析しております。
- (ii) D C F 方式では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値を 75,630 円から 103,217 円と分析しております。
- (iii) 類似会社比準方式では、対象者と類似した事業を一部の事業として営む上場会社の市場株価や収益性を示す各種財務指標を分析し、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 64,302 円から 70,808 円と分析しております。

また、対象者は K P M G より、上記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けました。

対象者の取締役会は、KPMGによる対象者普通株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格による対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることを平成21年10月30日に決議いたしました。

なお、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権のいずれも、(1)新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する等の行使条件が付され、(2)譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされており、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、当該新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

② 独立した法律事務所等からの助言

対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者とは独立したリーガル・アドバイザーである國吉法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、それに基づき本公開買付けにつき慎重に協議及び検討を行うことにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。その結果、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。

③ 取締役及び監査役全員の承認

対象者は、平成21年10月30日開催の取締役会において、上記①及び②に記載した協議・検討を経て、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格により対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

一方、対象者は、本新株予約権については、財務アドバイザーに価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見を依頼しておらず、対象者の取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うに至りました。

なお、対象者の代表取締役社長である三井所氏は、対象者との構造的な利益相反状態になることに鑑み、特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議にも参加していません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する三井所氏を除く対象者取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

さらに、上記取締役会には対象者監査役の全員が出席し、出席した監査役は対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外

にも買付け等を行う機会を確保することで、買付価格の公正性をも担保することを意図しております。また、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されないことがないよう、公開買付者と対象者とは、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(i) 公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株式数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けの終了後に、前記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の手続に従い、公開買付者が対象者の発行済株式数の全てを所有することを企図しておりますので、その場合には対象者の普通株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式をジャスダック証券取引所において取引することができません。

(ii) 配当予想の修正

対象者は、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみには、本公開買付けに応募した株主の皆様へ不利益が生じることから、平成21年10月30日の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成21年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。

基準日	一株当たり配当金		
	第2四半期	期末	年間
前予想 (平成21年7月31日)	0円00銭(実績)	1,400円00銭	1,400円00銭
今回修正予想	0円00銭(実績)	0円00銭	0円00銭
(ご参考) 平成20年12月期実績	0円00銭(実績)	1,400円00銭	1,400円00銭

(iii) 中期経営計画の修正

対象者は、平成21年10月30日開催の取締役会において、平成21年2月19日の決算発表時に公表した平成22年12月期以降の中期経営計画の見直しを実施し、修正後の中期経営計画を公表しております。当該公表内容の概要は以下のとおりです。なお、以下は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません（以下の文中の「当社」は、対象者であるバンクテック・ジャパン株式会社を指します。）。

① 中期経営計画の見直しの理由及び背景

わが国経済では、世界的な金融危機の影響による円高、株価低迷などを背景に、企業収益の大幅な悪化に伴う設備投資の抑制、個人消費の低迷による経済環境の停滞の長期化などから、企業のIT投資の意欲は低迷しており、今後もこの状況が継続すると考えております。

このような環境下で当社は、今年2月に公表した中期経営計画に基づき、近年需要が高まっているアウトソーシング・ビジネスを中心に業績の拡大を図ってまいりましたが、中期経営計画策定時の予想を超え

経済環境の低迷が長期化していることから、当社グループを取り巻く環境が短期的に好転することは難しいと判断し、中期経営計画の見直しを余儀なくすることとし、来期以降の数値目標を以下のとおり修正することといたしました。

② 中期経営計画の見直し
(旧)

	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期
売上高 (百万円)	15,100	17,000
経常利益 (百万円)	1,830	2,430
当期純利益 (百万円)	1,098	1,458

(新)

	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期
売上高 (百万円)	14,600	15,800
経常利益 (百万円)	1,450	1,860
当期純利益 (百万円)	860	1,100

以 上